

議第106号土地買収について

地方自治法第96条には、「地方公共団体の議会は次に掲げる事件を議決しなければならない」と定められております。その第8号には、「条例で定める財産の取得または処分をすること」とあります。市条例では「議会議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例」第3条で「法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分は予定価格2千万円以上の不動産もしくは動産、1件5千平方メートル以上の土地・・・」とされています。この自治法、市条例に基づき、今回106号議案が提案されたものです。

96条の議決権は議会の権限中、最も基本的なものであります。議会での議決によって普通地方公共団体としての意思が決定されるものであります。その決定なくして、財産は取得も処分もできるものではありません。

今回の土地買収議案は、本日議決されて、初めて地方公共団体の意思として9987・84平方メートルの土地を大分市の財産として取得するものです。

ところが、本日議決をする前にこの土地に、11月6日から16日にかけてすでに、5棟の市営住宅の基礎工事が行われています。

用地取得の議決を経ずに市営住宅の建設に着手しています。これは、地方自治法違反、条例違反ではないのでしょうか。違反ではないとするならば、その根拠となる法律や条例を示してください。2点につきまず答弁を求めます。

仮に違反ではないとしても、このような、工事の進め方は、正常な職務執行といえるのでしょうか、あわせて伺います。

議会の議決権の侵害ともいえる、執行部の職務執行のあり方を見過ごすことはできません。このような事態を引き起こした経過、および責任の所在を明らかにした上で議第106号が提案されたのならまだしも、用地取得以前の工事着工について議会への公式な説明責任も果たさず、議案提案をすることはいかなものか。

このような事態を引き起こした経過・責任の所在を明らかにすること。そして議会の議決権の侵害にあたるのではないかと指摘するものですが、この点についても明確に答弁をしていただき、説明責任を果たされることを市長に求めますが、お答え願います。